

# 役員報酬規程

社会福祉法人 穂積福社会

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、一時間当たり1,100円とし、月額最高限度額を70,400円とする。

(支給日)

第4条 理事報酬は、毎月 25 日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に支払う。

(改定)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

この規程は、2012年（平成24年）4月1日実施

この規程は、2016年（平成28年）4月1日実施（第6回理事会議決）

この規程は、2016年（平成28年）9月1日実施（第2回理事会議決）